

新居浜市健康都市づくり推進協議会会議録

日 時：令和元年7月5日（金曜日）13：00～14：00

場 所：新居浜市保健センター3階大会議室

出席者：山内会長 加藤委員 小溪委員 村山委員 秦委員 明石委員 村上委員

仙波委員 藤田恭子委員 頼木委員 阪本委員 鴻上委員 藤田委員 櫻木委員

欠席者：川上委員 高橋委員 藤田一十百委員 伊藤委員 合田委員 森田委員

傍聴者：1名

事務局：近藤・東田・伊藤・石見・渡辺・黒川由・寺尾・井手・黒川夏

事務局（黒川由）	<p>定刻がまいりましたので、ただ今から、「新居浜市健康都市づくり推進協議会」を開催いたします。私は、司会を担当いたします保健センターの黒川と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>本協議会は「新居浜市審議会等の公開に関する要綱」に基づき傍聴席をもうけております。本日の傍聴は1名です。</p> <p>会に先立ちまして、新居浜市福祉部長よりご挨拶を申し上げます。</p>
藤田部長	<p>（挨拶）</p>
事務局（黒川由）	<p>続きまして、委員の皆様ですが、今年度新しく委員になられた方もいらっしゃると思いますので、名簿順に自己紹介をお願いしたいと思います。（山内委員から名簿順に団体、役職を自己紹介）</p>
事務局（黒川由）	<p>ありがとうございました。なお、本日、川上委員、藤田委員、伊藤委員、森田委員は欠席の連絡をいただいております。</p> <p>続いて、事務局の自己紹介を行います。（所長から順に自己紹介）</p>
事務局（黒川由）	<p>それではお手元の会次第にそって、進めさせていただきますので、よろしくお願ひします。</p> <p>まず最初に、資料の訂正をお願いいたします。資料3ページの委員名簿の日付ですが、平成31年7月1日となっておりますが、正しくは令和元年7月1日です。また名簿15番の頼木委員の役職名が会計から総務に変更とのことですので、名簿の差替をお願いいたします。</p>
事務局（黒川由）	<p>続いて、白石副会長が退職されましたので、新居浜市健康都市づくり推進協議会設置要領第4条に基づき、新しく副会長の選出をお願いいたします。</p>
藤田恭子委員	<p>事務局案はないですか。</p>
事務局（黒川由）	<p>事務局では福祉部長の藤田委員をお願いしたいと考えております。いかがでしょうか。</p>
事務局（黒川由）	<p>副会長は藤田委員に決定いたしました。藤田副会長は前の席へお願ひします。</p>

事務局（黒川由）	<p>それでは、これからの進行は要領第5条の規定によりまして、山内会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。</p>
山内会長	<p>それではただ今より、お手元の会次第にそって、議事をすすめてまいりたいと思っております。まず、議題（1）平成30年度事業実績及び平成31年度事業計画について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局（黒川夏）	<p>事務局説明</p>
山内会長	<p>有難うございました。ただいまの説明に関して、何か御質問や御意見はございませんか。</p>
加藤委員	<p>市の喫煙対策についてご質問いたします。先ほど愛媛県ビッグデータ活用県民健康づくり事業についてご紹介ありましたが、新居浜市は男女ともに喫煙問題が大きな問題として出てきております。今回、健康増進法の一部を改正する法律が今年7月1日から一部施行されましたが、このことに対する市民への周知をどのようにされているかということと、もう一点が、学校、医療機関、行政機関等の第一種施設が、今回敷地内禁煙となり、ただし、一定の条件によって特定屋外喫煙場所の設置が認められたわけなのですが、決して設置を推奨するものではないということが示されています。新居浜市は庁舎の屋上に特定屋外喫煙場所を設置しておりますが、推奨されていないものをなぜ設置したのかをお伺いしたいと思います。何が問題になるかと言いますと、昼休みにだけ解放ということを知っておりますが、短時間でも喫煙することによって喫煙した方の呼気からしばらくの間、有害物質が出ますので、窓口対応等で受動喫煙被害を市民の方が受けてします。そういうことが分かっているから、なぜ特定屋外喫煙場所を設置したのかについて教えていただけたらと思います。</p>
事務局（寺尾）	<p>まず、市民への周知につきましては、先般保健センターから公民館や各支所、園、学校、その他多くの市民が利用する施設等に啓発用チラシ、ポスターを配布いたしました。県からは医師会、飲食店等への周知啓発を行っております。併せて、市ホームページや市政だよりにより受動喫煙防止対策についての記事を掲載いたしました。今後もさまざまな事業を通じて周知啓発を行い、受動喫煙防止対策の徹底を図ってまいりたいと思っております。2点目の市役所本庁舎の特定屋外喫煙場所の設置についてでございますが、7月1日から本庁舎屋上に設置しております。今後につきましても、さらに受動喫煙防止対策の徹底を図るために自ら禁煙に取り組む職員を増やすことを目標として人事課や管財課を通じて周知啓発や喫煙対策の推進を全庁的に進めていく方向性です。</p>
加藤委員	<p>先ほどのご説明に市の姿勢がよく出ているように感じます。ちなみに松山市は敷地内完全禁煙にしました。ぜひ松山市を見習っていただきたいです。都道府県の取組では、10都道府県が完全敷地内禁煙です。愛媛県は愛媛新聞の報道によると、1年後には完全敷地内禁煙を目指すということが書かれておりましたが、ビッグデータの中でも喫煙が新居浜市の健康問題となっているわけですから、より積極的に取り組む姿勢を</p>

山内会長	見せていただけたらと思います。
加藤委員	他に何かご質問はないでしょうか。
事務局（渡辺）	別の観点からですが、最近、新居浜市も外国人の方が大変増えてきていると思います。さまざまな保健事業があるわけですが、例えば予防接種に関する外国人の方への対応を各医療機関がそれぞれ行う中で、通訳できる方が一緒に来られないと対応に苦慮する場合がございます。市として外国人の方のそれぞれの国の実情に応じた保健情報を把握されているのかどうか、また窓口対応に関しても、その国の言語に対応したようなもの、例えば予防接種の問診票を準備する等の対応策についてどのように進めていらっしゃるのかをお伺いしたいと思います。
事務局（渡辺）	新居浜市では、母子健康手帳については英語をはじめとする、数か国語の外国語版の母子健康手帳を購入いたしまして、対応するようにしております。窓口で転入等でいらっしゃる場合は、ご家族や通訳ができる日本人の方に一緒に来ていただいて、予防接種についての説明や予防接種券を発行するようにしております。また、外国人向けのQ&A集等を参考に対応したり、医療機関からの問い合わせがありましたら、Q&Aを活用し、再度医療機関でも確認していただくようにしております。予診票等に関しましては対応ができていない状況ではありますが、必ず身近に知っている方、日本人の方にもついでいただき、実施されているような状況かと認識しております。
加藤委員	今後も海外から移住される方が増えてくる傾向にあるように思いますので、ぜひ窓口で混乱が起きないように、医師会ともタイアップしていただき、スムーズに保健事業が進められるよう活動をより活発にお願いしたいと思います。
山内会長	他にございませんか。
事務局（石見）	では何点かご質問いたします。母子健康手帳の交付者数が804人となっていますが、それが新居浜市の出生数ということでよろしいのでしょうか。それと資料11頁の結核レントゲン検診をがん検診と一緒に実施しているということですが、毎年結核の方は見つかっているのでしょうか。13頁の医師確保奨学金貸付制度の平成30年度の実績が一人おられるということですが、愛媛大学の学生ですか。その点について詳しく教えていただけたらと思います。
事務局（石見）	母子健康手帳の交付者数については804人で、双子、多胎の方もいらっしゃると思いますので810冊となっております。出生数は交付して経過して出産ということになるので、出生数は若干数が違っておりまして、平成30年度出生数は809人です。
山内会長	出生数が1,000人を切っているとお聞きしていたのですが、かなり少ないのでどうなのかなと思って確認させていただきました。
事務局（石見）	確かに、少子化と言いますか、出生数は減ってきている状況です。

事務局（所長）	<p>結核レントゲン検診についてですが、こちらは肺がん検診受診者のうち、65歳以上の方を再掲であげています。検診の結果、結核の方は一人も見つかっておりません。13頁の医師確保奨学金貸付制度についてですが、昨年神戸大学に入学された方一人に貸し付けております。</p>
山内会長	<p>有難うございます。 ではもう1点伺いたいします。母子保健事業の新生児聴覚検査について、検査費2000円助成とありますが、実際の費用からいうと、助成金額は適切なのでしょうか。</p>
事務局（石見）	<p>実際の検査自体の金額は、検査機器によって差異があると思うのですが、およそ5000円から8000円ということです。広域で契約を結んでおりまして、出産した場所で受けられるような形になっており、里帰り出産にも適用されます。愛媛県下ほとんどが2000円助成ということで、昨年10月にスタートして、2年目を迎えております。昨年度の母子保健連絡協議会でも金額的に低いのではないかというご意見をいただいておりますので、新居浜市から助成金額の改正について意見を出させていただいたのですが、来年度は金額の変更は難しいと思います。市としましては引き続き、県と協議していきたいと思っております。</p>
山内会長	<p>引き続き、ご検討をお願いいたします。 では続きまして、議題（2）健康都市づくり推進員の活動について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（寺尾）	<p>事務局説明</p>
山内会長	<p>有難うございました。先ほどの説明に関して、何かご質問はありませんか。</p>
加藤委員	<p>健康都市づくり推進員の活動計画を見させていただいたのですが、先ほどのビッグデータの中で新居浜市で問題になっていた喫煙に対する取組がひとつも入っていないことに気が付いたわけなんですけど、タバコは死因の一番の原因であり、新居浜市でも一番問題にあがっている喫煙の取組が一つもない健康づくり計画では、ほとんど効果が認められないのではと危惧しております。もう一点が推進員さんは既に委嘱されたようですが、例えば推進員の資質として非喫煙者であるかなどチェックしているのか教えていただけたらと思います。</p>
事務局（寺尾）	<p>健康都市づくり推進員の活動計画には具体的に喫煙対策の推進という文言が書かれておりませんが、2年計画で「第二次元気プラン新居浜21」に基づき、さまざまなテーマで研修を行っております。もちろん喫煙対策につきましても、ビッグデータを分析した結果、新居浜市は男女ともに喫煙率が高いということを推進員さんに説明し、改善策や、推進員として地域の中でできることは何か等についてグループワークを行い、活発な意見交換をしていただきました。今年度新たに推進員を委嘱し、研修会を開始しますので、喫煙対策につきましても講義の一つとして盛り込み、禁煙の推進を図っていきたいと考えております。</p>

加藤委員	推進員の資質としてその方の喫煙状況などはチェックされていらっしゃるでしょうか。
事務局（寺尾）	完全には把握できていないのですが、ほとんどの方が非喫煙者であると認識しております。
加藤委員	有難うございます。研修されていることは分かったのですが、健康問題について何もかも同じように並べてしまうとそれぞれの重要性が、研修を受ける方には伝わりませんので、今、新居浜市で何が一番重要なかという重点課題をしっかりとお伝えしないといけないと思いますし、当然一番大きな問題は活動計画の一番最初に書かなければいけないということをお伝えしたいと思います。計画の中に現れていないことがこの活動計画の一番大きな問題だと思います。ぜひ修正していただいて、重点課題が皆さんに分かるように伝えてほしいと思います。
山内会長	よろしく願いいたします。他にご質問ないでしょうか。 ではないようですので、続いて、議題（3）「第2次元気プラン新居浜21」の中間評価、「新居浜市食育推進計画」の見直し及び次期計画策定について、事務局より説明をお願いします。
事務局（寺尾、井手）	事務局説明 「第2次元気プラン新居浜21」の中間評価 「新居浜市食育推進計画」の見直し及び次期計画策定
山内会長	先ほどの説明に関してご質問やご提案はありませんか。
秦委員	先ほども喫煙対策について説明していただいたのですが、最近のテレビを見ていますと、学校や公共施設において、喫煙場所を全部取り除いたなどというニュースが毎日のように放送されております。新居浜市の場合は学校関係、病院、その他の施設での喫煙場所がどうなっているのか調査を行ったことはございますか。また男性の方は、家では部屋の中で吸わない、廊下で吸っているとかいろいろ聞くのですが、現状はどうか知りたいです。
事務局（寺尾）	平成28年度に庁舎、各支所、公民館、園、学校、その他公的機関の禁煙状況に関する調査を実施いたしました。先ほど加藤委員さんより、第一種、第二種施設などのご説明があったと思いますが、当時より園や学校は敷地内禁煙を実施しております。公民館に関しては、第一種施設に該当しないため、屋内禁煙となっております。各機関における細かい情報までは十分把握はできていないのですが、今後も4月1日からの全面施行に向けて調査及び啓発を勧めていきたいと考えております。
秦委員	先ほど加藤委員が、計画がマンネリ化しないように、新しい問題点についてきちんと解決していくような斬新的な対応が大事とおっしゃったので、私も質問させていただきました。
山内会長	有難うございました。他にご意見等ございませんか
加藤委員	素案21頁の健康寿命の目標値についてご質問いたします。指標のひ

	<p>とつに生活の質とありますが、主観的な健康観を目標値にされているようですが、簡単な例を言えば、健康に対する目標が低い方は割と低いところで満足を感じてしてしまうし、高い人は同じ達成度でも健康に感じにくいと思うのですが、このような主観的なものを第2次元気プラン新居浜21の評価指標の一つとしていいのかどうか、その意義について、もう一度よく議論をしていただく必要があるのではないかと思います。</p>
山内会長	<p>有難うございました。他に何かご意見等ございませんか。</p>
小溪委員	<p>一点ご質問いたします。歯科の評価指標の最終目標値を設定されていると思いますが、これはどのように決めているのですか。決めるにあたって何か基準はありますか。</p>
事務局（寺尾）	<p>目標値は基本的には、国や県が示している目標値に準じて設定しております。ただし市の現状と、国や県が示す目標値との間に大きな差がある場合は若干調整することもあります。</p>
小溪委員	<p>はい、分かりました。</p>
山内会長	<p>他にご意見等ございませんか。 では、議題（4）その他 各委員さんから何か情報提供があればお願いします。 なければ、事務局より情報提供がある様ですのでお願いいたします。</p>
事務局（寺尾）	<p>健康増進法の一部を改正する法律（受動喫煙防止対策）について情報提供</p>
山内会長	<p>有難うございました。先ほどの説明に関して何かご質問等ございませんでしょうか。 来年の4月1日から全面施行となりますので、それに向けてしっかり推進していただけたらと思います。</p>
山内会長	<p>では、他にご意見がないようですので、以上をもちまして健康都市づくり推進協議会を終了いたします。本日はお忙しい中有難うございました。</p>